

研究成果有体物移転契約書（MTA）：研究・教育の結果又はその過程において得られた材料、試料、試作品等で学術的・財産的価値があるものを他機関へ移転する際に締結する契約書をいう。MTAの目的は、提供者の知的財産を保護しつつ、研究成果有体物の適切な活用を促進することであることより、権利関係に関する条件や取扱いに関する条件が既定されている。

→ 学術目的で外部機関から**受入れ**する場合

1. 教員は、成果有体物の受入れについて、相手先機関から本学に成果有体物を受け入れることについて同意を得得て、MTAを作成する。
2. 教員は、提供を計画している相手先機関に、MTAの雛形と作製者の条件を受領機関に提示し、双方で合意を得た後、MTAを作成する。
3. 相手機関のMTAを入手した後、これを研究推進部産学連携課へ提出する。（教員の捺印/署名が必要なMTAである場合は、先に教員自身の捺印/署名をし、提出をする。）
4. 学内決裁で承認を得た後、相手先機関の代表者が捺印/署名したMTAに本学の代表者が捺印/署名する。
5. 教員は、締結済みのMTA部を相手機関に送付し、成果有体物を受け入れする。
6. 研究推進部産学連携課に「研究成果有体物受入れ報告書」を提出し、マテリアル受入れの完了を報告する。

本フローは、「研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書（平成14年5月 文部科学省）」の方針に基づき、制度設計しております。詳細については、以下URLをご参照願います。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/005/gaiyou/020501.htm

